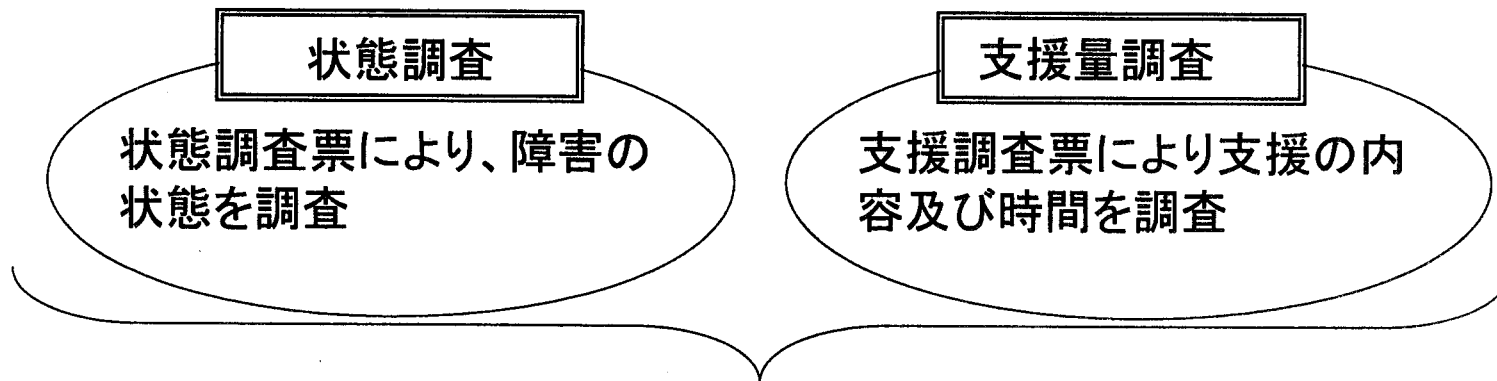


障害程度区分 (参考資料)

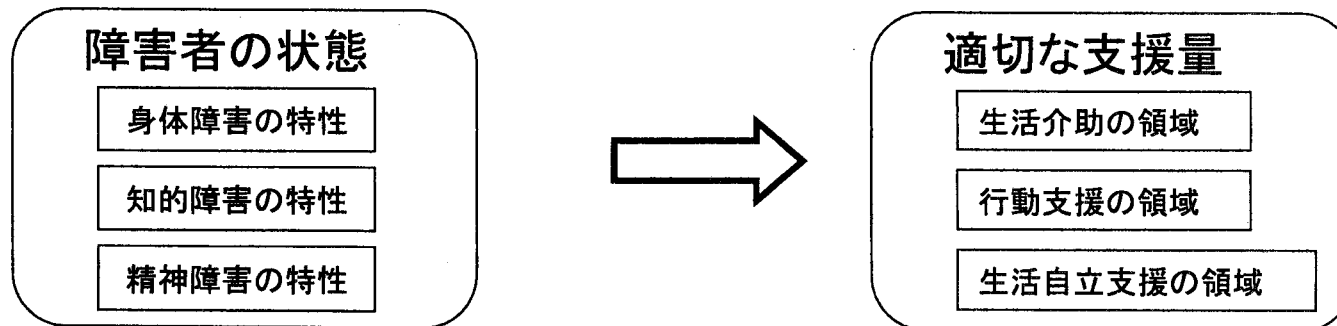
障害者支援実態調査について(案)

1 調査対象となった施設入所又は在宅等の障害者等に対して、障害者状態調査及び支援量調査を実施する。

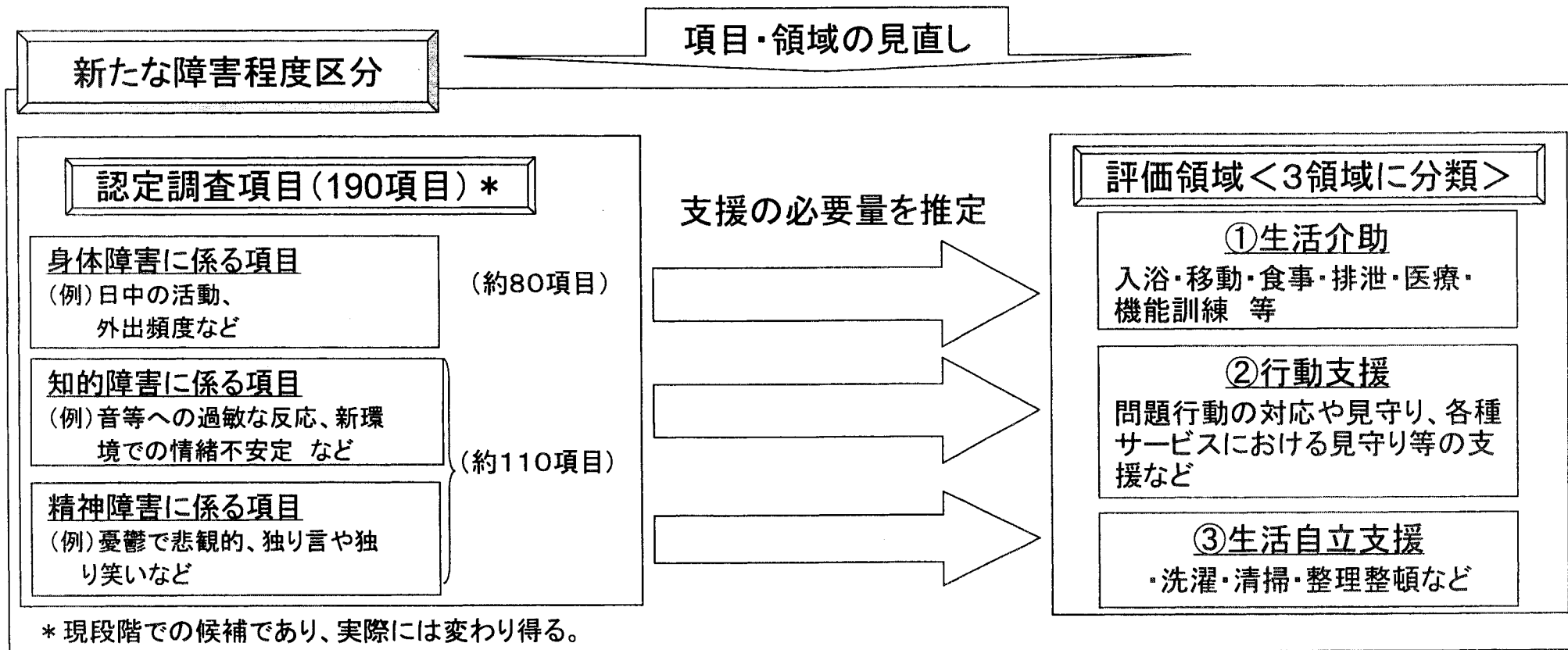
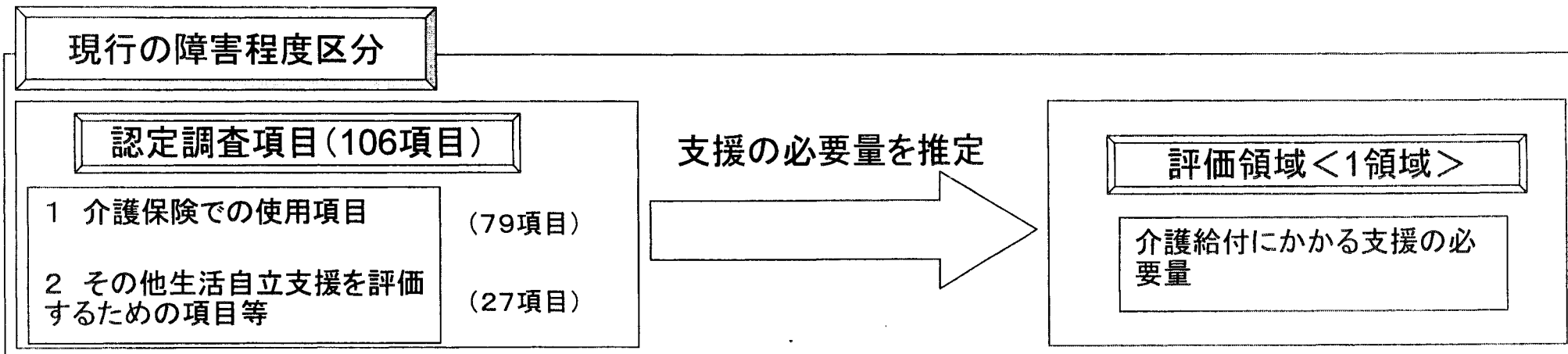


2 「状態調査」と「支援量調査」の2つの調査結果を付き合わせる。
→ 障害者の状態と、支援の内容及び時間との関係について、相関を分析する。

3 障害者の状態から、支援量を推計できるようにする。



障害程度区分見直しのイメージ



重度障害者に係る市町村特別支援事業

ア 目的

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が25%を超えるなど著しく高い場合

b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

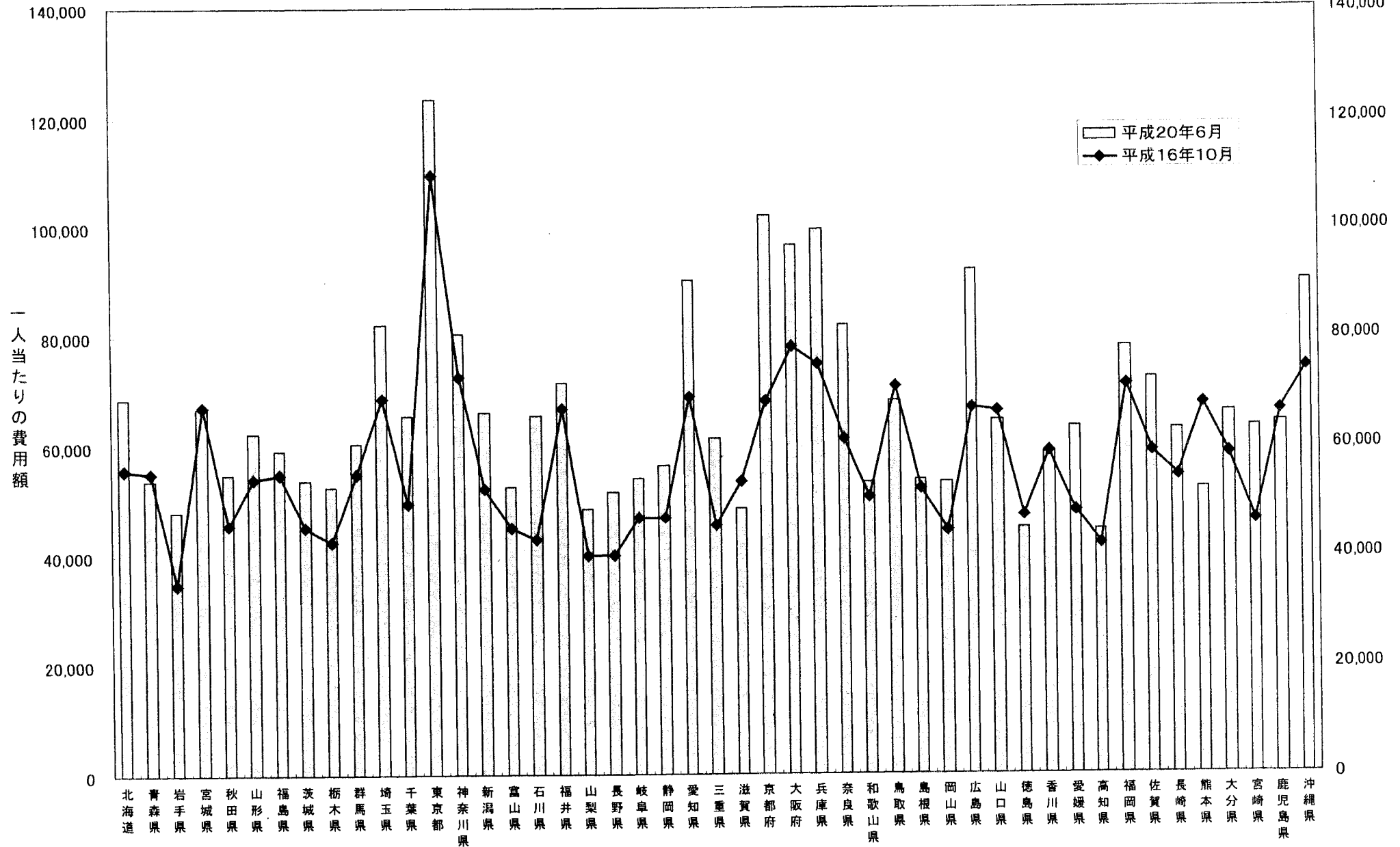
(イ) 助成する額の範囲についてaに掲げる人数にbの額を乗じた金額の一定割合とする。

a 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合(10%程度)を乗じて得た数を控除した数

b 重度訪問介護の障害程度区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度

障害者自立支援法施行前後のホームヘルパー人当たりの費用額の比較
 (平成16年10月 3.16倍 → 平成20年6月 2.79倍 と格差は縮小している。)

(単位:円)



※平成16年10月実績は、移動支援分を除いている。

※平成20年6月実績は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の合算額。

地域生活支援事業 (参考資料)

自立支援給付と地域生活支援事業の比較

参考資料1

自立支援給付

《介護給付》

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・療養介護 等

《訓練等給付》

- ・自立訓練(機能・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 等

主な特徴

- 国による一律の基準
 - ・国により一定の標準的なサービス水準を設定
- 障害程度区分
 - ・介護を提供するサービスは市町村がサービスの種類や量を決定する判断材料
 - ・介護を提供するサービスは障害程度区分が一定以上のものを対象
- 利用者負担
 - ・利用者負担は原則として定率負担（1割負担）
 - ※所得に応じたきめ細かな軽減措置あり
- 国の義務的経費と位置づけ

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・移動支援
- ・コミュニケーション支援
- ・日常生活用具 等

主な特徴

- 自治体による個別の基準
 - ・自治体により、個別の障害者の状況、地域の実情に応じてサービス水準を設定
- 障害程度区分
 - ・障害程度区分は判断材料としない
- 利用者負担
 - ・利用者負担を求めるか否かを含めて金額は自治体の裁量
- 国の裁量的経費と位置づけ

小

自由度

大

○地域生活支援事業の概要（市町村事業）

■必須事業

1. 相談支援事業

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等及び助言等を行う。

2. コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。

3. 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。

4. 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

5. 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

■その他の事業

1. 日中一時支援事業

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行う。

2. 福祉ホーム事業

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する。

地域生活支援事業の推移（事業費ベース）

（単位：百万円）

	18年度		19年度	差額（B-A）	伸び率
	事業費実績	平年度化額（A）	事業費実績額（B）		
市町村事業	37,042	74,084	85,413	11,329	115.3%
必須事業	24,336	48,671	65,588	16,917	134.8%
移動支援事業	11,861	23,722	28,546	4,824	120.3%
日常生活用具給付等事業	6,996	13,993	20,249	6,256	144.7%
地域活動支援センター機能強化事業	2,779	5,558	10,526	4,968	189.4%
コミュニケーション支援事業	1,393	2,786	3,095	308	111.1%
相談支援事業	1,306	2,612	3,173	561	121.5%
メニュー・その他事業	12,706	25,413	19,825	△ 5,587	78.0%
※うち経過的サービス事業	4,637	9,274	0	△ 9,274	0.0%
※うち精神障害者地域生活支援センター事業	656	1,312	0	△ 1,312	0.0%
都道府県事業	3,670	7,339	7,387	47	100.6%
必須事業	1,606	3,212	3,386	174	105.4%
発達障害者支援センター運営事業	653	1,306	1,315	9	100.7%
都道府県相談支援体制整備事業	400	800	673	△ 128	84.1%
障害者就業・生活支援センター事業	279	558	673	115	120.5%
高次脳機能障害支援普及事業	66	132	178	45	134.0%
※精神障害者退院促進支援事業	207	415	548	133	132.0%
メニュー・その他事業	2,064	4,127	4,001	△ 126	96.9%
事業費実績額合計	40,712	81,423	92,800	11,377	114.0%

（注）各自治体の報告に基づき、自立支援振興室で集計したもの。

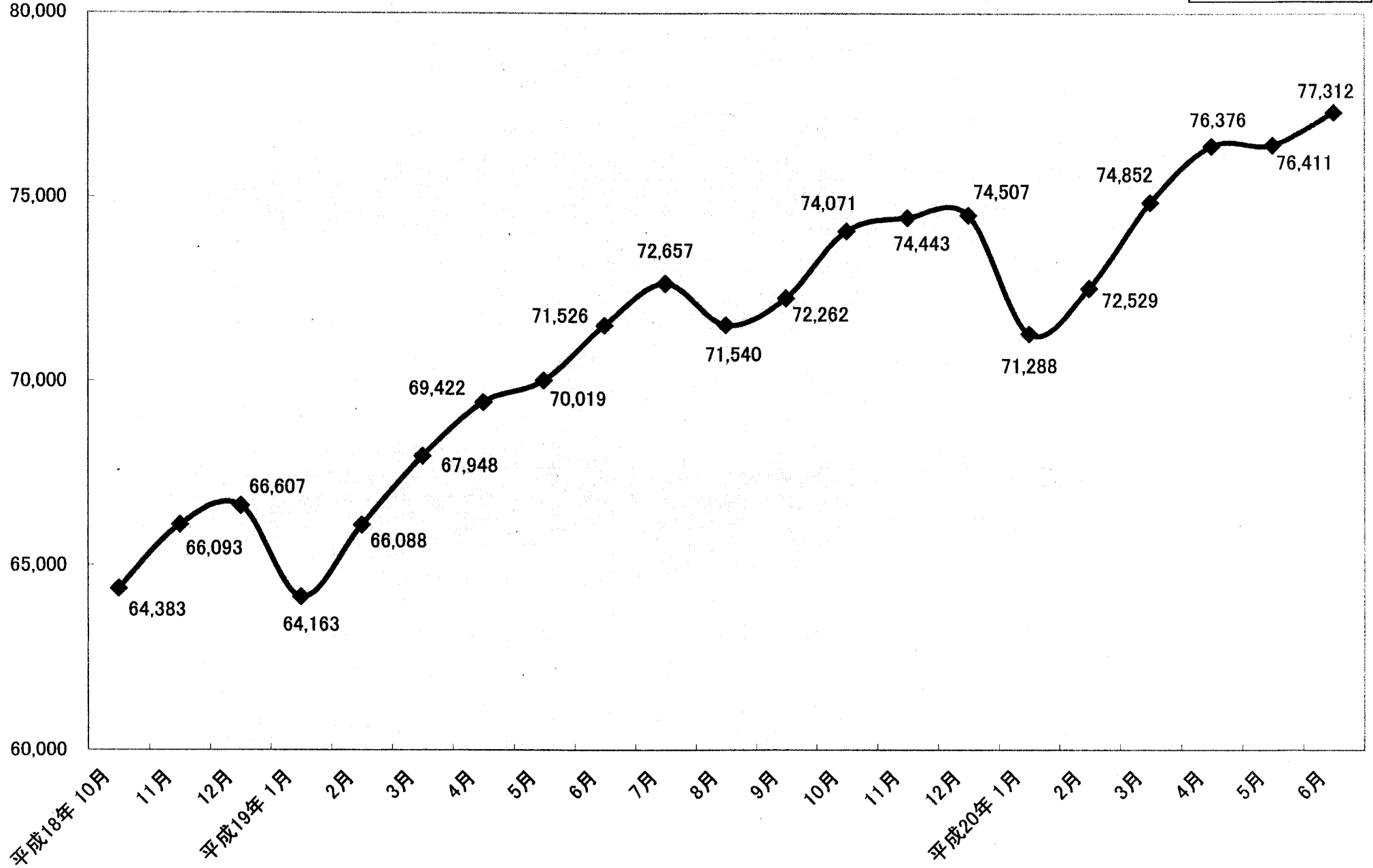
18年度は10月施行のため、平年度化額は19年度と比較するため、単純に2倍とした額である。

※の事業は、18年度限り又は19年度限りの事業。

(人)

障害者自立支援法施行後の移動支援事業の実利用者数の推移（全国）

参考資料4



※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

参考資料5

1 移動支援事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 471 / 1, 843
実施市町村割合	79. 82%

	H18. 10~19. 3
	1, 462 / 1, 827
	80. 02%



	H19. 4~20. 3
	1, 529 / 1, 816
	84. 20%

2 コミュニケーション支援事業

(1) 手話通訳派遣

	H17. 10
実施市町村数	502 / 1, 843
実施市町村割合	27. 24%

	H18. 10~19. 3
	1, 058 / 1, 827
	57. 91%

(2) 手話通訳設置

	H17. 10
実施市町村数	338 / 1, 843
実施市町村割合	18. 34%

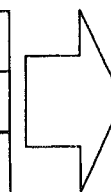
	H18. 10~19. 3
	439 / 1, 827
	24. 03%

(3) 要約筆記派遣

	H17. 10
実施市町村数	180 / 1, 843
実施市町村割合	9. 77%

	H18. 10~19. 3
	463 / 1, 827
	25. 34%

	H18. 10~19. 3
	1, 112 / 1, 827
	60. 86%



	H19. 4~20. 3
	1, 317 / 1, 816
	72. 52%

※ コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数

3 日常生活用具給付等事業

	H17. 10
実施市町村数	1, 724 / 1, 843
実施市町村割合	93. 54%

	H18. 10~19. 3
	1, 746 / 1, 827
	95. 57%



	H19. 4~20. 3
	1, 796 / 1, 816
	98. 90%

(注1) H18. 10~H19. 3の市町村数(1, 827市町村)はH19. 3. 31時点の全国市町村数である。

(注2) H19. 4~H20. 3の市町村数(1, 816市町村)はH20. 3. 31時点の全国市町村数である。

統合補助金とは

地方分権を推進する観点から、国が適切な目的を付した上で、箇所付けや事業内容、単価などを定めず一体的に補助金を配分し、市町村等が創意工夫に基づいて主体的に事業の実施方法を組み立て、補助金を弾力的に使用することができる仕組みの補助金

第二次地方分権推進計画（平成11年3月26日閣議決定）

第2 公共事業の在り方の見直し

3 補助事業の見直し

(2) 統合補助金の創設

ア 基本法第46条第2号において、公共事業の補助事業については、

(7) 同号に規定する個別の補助金等（以下「個別補助金」という。）を交付する事業は、国の直轄事業に関連する事業、国家的な事業に関連する事業、先導的な施策に係る事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等特に必要があるものに限定する。

(4) その他の事業に対する助成については、できる限り、個別補助金に代えて、適切な目的を付した統合的な補助金等（以下「統合補助金」という。）を交付し、地方公共団体に裁量的に施行させる。
こととしており、この規定に基づき、「統合補助金」を創設する。

イ この統合補助金の基本的な性格及び仕組みは、次のとおりとする。

(7) 基本法第46条第2号の「地方公共団体に裁量的に施行させる」ことの要件としては、「国が箇所付けをしない」ことを基本とする。

(4) 具体の事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定められるよう、次のような基本的な仕組みとする。

a 国が策定する公共事業に係る長期計画に対応して地方公共団体が策定する中期の事業計画等を基に、国がその年度における地方公共団体毎の配分枠（金額等のみ。具体の事業箇所・内容は示さない。）を定める。

b aの配分枠の範囲内で、地方公共団体が当該年度において実施すべき具体の事業箇所・内容等を定めた上で、補助金を申請する（国は、申請に基づき、補助金を交付決定）。

c 交付決定後の事業箇所・内容等の変更は、事業計画等に適合している限り、国の関与を極力要しないものとする。

(ウ) (4)のタイプの統合補助金とは別に、一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的にかつ主体的に実施することができるような類型の統合補助金を創設する。

(略)

オ イ(ウ)のタイプの統合補助金

(7) まちづくりに係る新たな統合補助金

a 市町村が策定する各種補助事業に係る一定の計画に基づき、当該市町村が行う各種事業を一括して採択する。

b 内示額を確定するため、一定の積み上げは行うが、補助金交付は総額で行い、その後の事業内容の変更についても極力弾力化する。